

日本英文学会東北支部／東北英文学会 ニュースレター

Newsletter

The Tohoku Branch of the English Literary Society of Japan / The Tohoku English Literary Society

2010年1月号

発行 日本英文学会東北支部／東北英文学会

〒980-8511 宮城県仙台市青葉区土樋 1-3-1 東北学院大学 英語英文学研究所内

TEL: 022 (264) 6401 FAX: 022 (264) 6530 E-mail: tohoku@elsj.org

URL: <http://www.tscg.tohoku-gakuin.ac.jp/~tohoku-eibun/>

会長挨拶

日本英文学会東北支部長／東北英文学会会長
遠藤 健一

皆さま、新年おめでとうございます。旧年中はいろいろとお世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、去る12月5・6日の両日には、秋田大学の先生方のご協力のもと、第64回東北英文学会・日本英文学会東北支部大会を、秋田カレッジ・プラザで無事開催することができました。秋田英語英文学会およびアメリカ文学会東北支部との共同開催ということもあり、参加者数は150名を超え、大変盛況でした。

また、大会に先立つ評議員会においては、公益法人法改正に伴う日本英文学会の一般財団法人への認可申請を2年後に見据えながら、いくつかの重要な案件を審議し、基本的に原案を了承いただきました。その後、持ち回り評議員会を経て、いくつかの文言の修正を経て、すべて正式にご承認いただきました。評議員各位には感謝致しております。今回の決定の中には重要な事項がいくつか含まれておりますので、その骨子を簡単にご説明したいと思います。

(1) 「日本英文学会東北支部規約」の制定

日本英文学会を全国7支部からなる組織体として届け出るために、上記規約の制定が必要になりました。要点は、日本英文学会東北支部会員（日本英文学会・東北支部の両所属会員）を選挙権者・被選挙権者とする直接選挙で選出される理事から構成される東北支部理事会を設置することです。この理事会から、支部長などの役員及び支部派遣の本部理事・評議員が選出されることとなります。また、会員を本部同様に一般会員・学生会員の二種に分け、前者については本部・支部会費10,000円、後者については本部・支部会費7,000円を納入するものとします。

これに伴って、東北英文学会現行規程についても必要最少限の変更を加えました。

(2) 本部・支部会計の一本化

同一法人として本部・支部の財務の一本化して処理する必要性から、会計年度を4月1日～3月31日に変更します。その結果、昨年度決算を平成21年3月31日を決算日として再計算し、平成20年決算としてあらためて認めていただきました。平成21年度については、予算執行状況の報告として了承を得ました。

(3) 『東北英文学研究』の発刊

本部負担によって発行されている『英文学研究支部統合号』に正式に参加するために、平成22年度から査読付き機関誌を発刊することにします。これに伴って、編集委員会規程及び投稿規程の原案を上程し、承認を得ました。この件につきまして、早速原稿を募集することとなります。

いずれの案件につきましても、詳細は、以下に掲げましたそれぞれの規程文書等をご覧いただければと存じます。

旧制度の改変期にあたる昨今、できるだけ省エネをこころがけ実効ある対応で臨む所存ですので、一層のご協力をお願い致します。

事務局から

会長挨拶にあります通り、12月5・6日の評議員会及び12月14～18日の持ち回り評議員会においてご承認いただきました事項について、このあと（1）日本英文学会東北支部規約、（2）東北英文学会会則（改正）、（3）『東北英文学研究』編集委員会規程、（4）『東北英文学研究』投稿規程を掲載しますので、ご確認ください。見た目は複雑ですが、従来の東北英文学会の運営と今回求められた日本英文学会東北支部としての役割を両立させつつ、会員サービスの一層の充実を図った結果です。

また、これとは別に、今回の作業過程で、各研究機関等代表の評議員がしばらく整理されていないらしいことが判明しました。これを機に（5）として評議員名簿を最後に掲載いたしますので、各研究機関等で一度見直していただき、変更・交代がある場合には速やかにご連絡ください。選出のルールは（1）及び（2）の文書中にあります（再選・再再選などは妨げないようです）。なお、評議員未選出の研究機関等も若干あることが分かりました。会員がお一人しかおられない機関からはその人に評議員になっていただくしかないと思い、勝手ながらそのお名前を書き入れてあります。評議員は基本的に評議員会に参加して意見を具申する権利を持つ役職であって、その身分を与えられることで直ちに何かの負担が発生するものではありません。ですので、その点をお含みいただき、特に支障がなければそのままお引き受けください。それから最後に、評議員の皆さまには、今回持ち回り評議員会を開きましたように、今後もしかなる事情で緊急のご相談をしなければならないか分かりません。できましたら、電子メールをお使いの方はそのアドレスをご連絡いただき、事務作業の円滑化にご協力くださいますようお願い申し上げます。

『東北英文学研究』応募要項

本会機関誌として査読付き論文集『東北英文学研究』の発刊を承認いただきましたので、早速2010年度『東北英文学研究』の原稿を募集いたします。投稿をご希望の方は、後に付した『東北英文学研究』投稿規程をご覧ください。今回は募集をかけるのが遅くなりましたので、締め切りを規程の3月31日から（もちろん2010年の）5月31日にまで延長いたします（今年度限りの措置とご了解ください）。査読を経て「可」とされた論文は、2010年12月発行の日本英文学会『英文学研究 支部統合号』に合本される『東北英文学研究』に掲載され、全国7支部にも配送される予定です。投稿規程にもありますが、応募資格は日本英文学会東北支部または東北英文学会所属の全会員にあります。

『第63回大会 Proceedings』について

2009年12月に発行を予定しておりました『第63回大会 Proceedings』の発行が遅れて皆さまにはご心配とご迷惑をおかけしております。これは、今回これが合本される日本英文学会発行『英文学研究 支部統合号』の発行が、本部の事情により遅れているためです。年を跨いで新年早々には発行・送付されると伺っております。皆さまには今しばらくのご辛抱をお願いいたします。

第65回大会開催について

2010年度の第65回大会については、9月25・26日の両日に仙台白百合女子大学で開催される予定です。開催校の都合で昨年より早い開催となりますので、ご注意ください。発表募集などの詳細については、第1回大会準備委員会を経て、改めてお知らせいたします。

事務局の体制について 学会の事務は東北学院大学文学部英文学科准教授・横内一雄が務め、庶務には同大学非常勤講師・尾坂純子、会計には同大学非常勤講師・相田明子が務めております。日本英文学会東北支部会員の皆さまについては、会費納入・住所変更等の受け付けは日本英文学会（本部）で行っておりますが、東北英文学会のみの方の皆さまについては、会費納入・住所変更等の受け付けは当事務局で行っております。この他のお問い合わせについては、どちらのケースであっても当事務局で承りますので、どうぞお気軽にご連絡ください。ご連絡は電子メール（tohoku@elsj.org）が最も迅速・確実です。利用可能な方はできるだけ電子メールをご使用ください。

日本英文学会東北支部規約

一. 名称

本会は、日本英文学会東北支部と称する。

二. 目的

本会は、東北地方における英米文学、英語学、英語教育及びその他の関連分野の研究を、東北英文学会と協力して促進し、併せて支部会員相互の親睦を図ることを目的とする。

三. 会員の定義

(1) 日本英文学会会員で、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県の研究機関等に所属する者、ないしは所属する研究機関等を持たずにその地域に在住する者。その他、支部長が適当と認めた者。

(2) 会員は、退会する場合、退会届を出さなければならない。

(3) 会員は、二年間会費を滞納した場合、会員の資格を失う。

四. 会員の種類

本会の会員は、大学院生の場合には学生会員、その他の場合には一般会員の身分を与えられる。

五. 会費

(1) 一般会員は年会費三千円とする。学生会員は年会費二千円とする。

(2) 一般会員は本部会費七千円を含め一万円を本部・支部会費として本部事務局に一括納入する。

学生会員は本部会費五千円を含め七千円を本部・支部会費として本部事務局に一括納入する。

六. 役員

支部長一名、副支部長一名、支部理事十名～十五名、評議員若干名、会計監査委員二名、常任大会準備委員六名、事務局員若干名を置く。

七. 支部長

(1) 支部理事の互選により支部長を選出し、任期は二年とする。但し、就任時六十二歳未満の者とする。

(2) 支部長は、本会の事業を遂行し、さらに本会の維持と発展に努める。

八. 副支部長

(1) 副支部長は、支部長が支部理事の中から指名し、任期は二年とする。但し、就任時六十二歳未満の者とする。

(2) 副支部長は、支部長の仕事を補佐する。

九. 支部理事

(1) 全会員を選挙権者、被選挙権者として、五名連記による選挙で十名の支部理事を選出する。また、地域及び専攻分野を勘案しながら、五名以内の支部理事を支部理事会において選出することができる。支部理事の任期は二年とする。

(2) 支部理事は、支部理事会を構成し、原則として年一回、予算、決算、その他の重要事項を審議する。

(3) 支部理事会は、互選により日本英文学会東北支部代表の本部役員（理事一名任期二年、評議員一名任期四年、但し、就任時六十二歳未満の者）を選出する。

一〇. 評議員

(1) 本会一般会員及び東北英文学会会員の所属する研究機関等から、本会一般会員及び東北英文学会会員の互選により評議員を選出し、任期は二年とする。本会一般会員及び東北英文学会会員が五名以下の研究機関等からは一名、六名以上十名以下の研究機関等からは二名、十一名以上の研究機関等からは三名の評議員を選出する。

(2) 評議員は、評議員会を構成し、原則として年一回、予算、決算、その他の重要事項の評議に与り、支部理事会に意見を具申する。

一一. 会計監査委員

(1) 会計監査委員は、支部長が会員の中から指名する。

(2) 会計監査委員は、原則として年一回、会計監査を行い、理事会及び評議員会に報告する。

一二. 常任大会準備委員

- (1) 常任大会準備委員は、支部長が会員の中から委嘱し、六名（英文学二名、米文学二名、英語学・英語教育二名）を以て構成し、任期は二年半数交替とする。
- (2) 常任大会準備委員は、支部長、副支部長、事務局員とともに常任大会準備委員会を構成し、支部大会の計画・準備に当たる。

一三．事務局員

- (1) 事務局員は、支部長が会員の中から指名する。
- (2) 事務局員は、本会の事業遂行の実務を担当する。

一四．事業

東北英文学会と協力して、次の事業を行う。

- (1) 支部大会の開催
- (2) 東北英文学会賞の選考と授与
- (3) 『東北英文学研究』の刊行
- (4) その他

一五．支部大会

支部大会は年一回秋季に開催する。

一六．東北英文学会賞

東北英文学会賞規程は別に定める。

一七．『東北英文学研究』

『東北英文学研究』の投稿規程及び『東北英文学研究』編集委員会規程は別に定める。

一八．経費

事業に関する経費は、会費及び篤志家の寄付、その他で賄う。

一九．事務局

原則として支部長の所属する研究機関等に事務局を設置し、事務局員が業務を行うための拠点にする。

二〇．改廃

本規約の改廃は、評議員会の議を経て、理事会が行う。

付則

- (1) 本規約は、平成二十二（2010）年四月一日から施行する。

<u>東北英文学会会則(新)</u>	<u>東北英文学会(日本英文学会東北支部)会則(旧)</u>
<p>一. 名 称 本会は、<u>東北英文学会</u>と名づける。</p> <p>二. 目 的 本会は、東北地方における英米文学、英語学、英語教育及びその他の関連分野の研究を、<u>日本英文学会東北支部</u>と協力して促進し、併せて会員相互の親睦を<u>図る</u>ことを目的とする。</p> <p>三. 事 業 以上の目的を達成するために、<u>日本英文学会東北支部と協力して</u>、次の事業を行う。 (イ) 大会(毎年一回 秋季) (ロ) 東北英文学会賞の選考と授与 (ハ) 『<u>東北英文学研究</u>』の刊行 (ニ) その他</p> <p>四. 組 織 (イ) 本会は、本会の趣旨に賛同する者を以て組織する。 (ロ) 役 員 本会に次の役員を置き、任期はそれぞれ<u>二年</u>とし、選出は付則による。 会長 一名 副会長 一名 評議員 若干名 会計監査委員 二名 <u>削除</u></p> <p>五. 機 関 (イ) 評議員会 原則として毎年一回、秋季大会と同時に開催する。評議員会においては、予算、決算、その他の重要事項を審議する。 (ロ) 常任大会準備委員会 大会の企画を行う。 (ハ) 事務局 原則として会長の所属する<u>研究機関等</u>に置く。</p> <p>六. 会 計 (イ) 会費 本会の経費は、会費ならびに寄付金を以てこれに当てる。<u>会員は、一人五千元の年会費を納入するものとする。ただし、日本英文学会東北支部に所属する会員については、支部会費(一般会員三千元、学生会員二千元)をもってこれに代える。</u> (ロ) 会計監査</p>	<p>一. 名 称 本会は、<u>東北英文学会(日本英文学会東北支部)</u>と名づける。</p> <p>二. 目 的 本会は、東北地方における英米文学、英語学、英語教育及びその他の関連分野の研究を、<u>日本英文学会</u>と協力して促進し、併せて会員相互の親睦を<u>はかる</u>ことを目的とする。</p> <p>三. 事 業 以上の目的を達成するために、次の事業を行う。 (イ) 大会(毎年一回 秋季) (ロ) 東北英文学会賞の選考と授与 (ハ) <u>大会 Proceedings</u>の刊行 (ニ) その他</p> <p>四. 組 織 (イ) 本会は、本会の趣旨に賛同する者を以て組織する。 (ロ) 役 員 本会に次の役員を置き、任期はそれぞれ<u>三年</u>とし、選出は付則による。 会長 一名 副会長 一名 評議員 若干名 会計監査委員 二名 <u>日本英文学会支部代表者 一名</u></p> <p>五. 機 関 (イ) 評議員会 原則として毎年一回、秋季大会と同時に開催する。評議員会においては、予算、決算、その他の重要事項を審議する。 (ロ) 常任大会準備委員会 大会の企画を行う。 (ハ) 事務局 原則として会長の所属する<u>加盟校</u>に置く。</p> <p>六. 会 計 (イ) 会費 本会の経費は、会費ならびに寄付金を以てこれに当てる。<u>ただし、会員は、一人五千元の年会費を納入するものとする。</u> (ロ) 会計監査</p>

<p>会計監査は、原則として年一回、会計監査委員が行い、評議員会に報告するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>一. 役員その他の選出</p> <p>(イ) <u>会長は、日本英文学会東北支部長を以て充てる。</u></p> <p>(ロ) 副会長は、会長が指名する。</p> <p>(ハ) 評議員は、同一の研究機関等に属する会員が互選する。<u>所属会員数が五名以下の研究機関等からは一名、六名以上十名以下の研究機関等からは二名、十一名以上の研究機関等からは三名の評議員を選出する。</u></p> <p>(ニ) 会計監査委員は、会長が<u>会員の中から</u>指名する。</p> <p>(ホ) 常任大会準備委員は、会長が委嘱し、六名（英文学二名、米文学二名、英語学・英語教育二名）を以て構成する。任期は二年半数交替とする。</p> <p>(ヘ) <u>削除</u></p> <p><u>二. 『東北英文学研究』の投稿規程および編集委員会規程については別に定める。</u></p> <p><u>三. 東北英文学会賞の選考は別に定める規程によるものとする。</u></p> <p><u>四. 会則の変更は、評議員会の議を経なければならない。</u></p> <p><u>五. 平成二十（2008）年十一月より、本会の会長、副会長は次の会員とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">会 長 遠藤健一 副会長 大河内昌</p> <p><u>六. 平成二十（2008）年十一月より、本会の事務局は、仙台市青葉区土樋一丁目3番1号、東北学院大学英語英文学研究所に置く。</u></p> <p><u>七. 本会役員の氏名、住所、所属研究機関等に異動があったときは、この付則にある該当事項は、評議員会を経ることなく変更されるものとする。</u></p> <p><u>八. この会則は、平成二十二（2010）年四月一日から施行する。</u></p>	<p>会計監査は、原則として年一回、会計監査委員が行い、評議員会に報告するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>一. 役員その他の選出</p> <p>(イ) <u>会長の選出は、全会員による無記名投票によって行う。選挙管理委員は、会長が評議員の中から指名する。</u></p> <p>(ロ) 副会長は、会長が指名する。</p> <p>(ハ) 評議員は、同一の教員組織に属する会員が互選する。<u>組織の所属教員数が五名以下は一名、十名以下は二名、十一名以上は三名を選出する。</u></p> <p>(ニ) 会計監査委員は、会長が<u>評議員の中から</u>指名する。</p> <p>(ホ) 常任大会準備委員は、会長が委嘱し、六名（英文学二名、米文学二名、英語学・英語教育二名）を以て構成する。任期は二年半数交替とする。</p> <p>(ヘ) <u>日本英文学東北支部代表者は、会長が指名する。</u></p> <p><u>二. 東北英文学会賞の選考は別に定める規定によるものとする。</u></p> <p><u>三. 会則の変更は、評議員会の議を経なければならない。</u></p> <p><u>四. 平成二十（2008）年十一月より、本会の会長、副会長は次の会員とする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">会 長 遠藤健一 副会長 大河内昌</p> <p><u>五. 平成二十（2008）年十一月より、本会の事務局は、仙台市青葉区土樋一丁目3番1号、東北学院大学英語英文学研究所に置く。</u></p> <p><u>六. 本会役員の氏名、住所、所属研究機関等に異動があったときは、この付則にある該当事項は、評議員会を経ることなく変更されるものとする。</u></p> <p><u>七. この会則は、平成二十（2008）年十一月二十三日から施行する。</u></p>
--	--

付録(3)『東北英文学研究』編集委員会規程

『東北英文学研究』編集委員会規程

- 一. 本委員会の目的は、日本英文学会東北支部と東北英文学会が原則毎年一回発行する『東北英文学研究』の編集を行うことにある。
- 二. 本委員会は、イギリス文学部門三名、アメリカ文学部門三名、英語学・英語教育部門三名、支部長の計一〇名からなる。
- 三. 委員のうち支部長を除く九名については、任期を三年とし、毎年各部門一名が交代するようにする。任期を終えた委員は次期委員を推薦し、推薦された委員は全編集委員による信任投票を経てその任に就く。ただし、初年度は全員支部長委嘱により就任し、各部門三名のうち一名は任期二年、一名は任期三年、一名は任期四年とする。
- 四. 各部門の委員は当該部門の投稿論文を査読し、掲載の可否を審議・決定する。
- 五. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付録(4)『東北英文学研究』投稿規程

『東北英文学研究』投稿規程

- 一. 投稿資格は日本英文学会東北支部会員及び東北英文学会会員が有する。
- 二. 投稿論文の掲載は、編集委員会が決定する。
- 三. 投稿論文の送付は、事務局に 3 月 31 日までに必着とする。
- 四. 投稿論文は、原則として日本英文学会東北支部のホームページからダウンロードしたテンプレートをを用いて作成し、1 部を電子メールにより送付すること。郵送で提出する場合には、ワープロもしくはパソコンで印字したものを 5 部送付すること。いずれの場合にも原稿は返却しない。
- 五. 投稿論文の形式は、『英文学研究』投稿規程（和文・英文）に基づく。
- 六. 掲載された論文の著作権は、日本英文学会東北支部に帰属するものとする。
- 七. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付録（５）評議員名簿（敬称略；2009年12月末日現在）

（下線なしのお名前は現在事務局で把握している評議員；下線付きのお名前は自動的な候補者；*印は空席）

研究機関等名	会員数	定員	評議員名		
青森明の星短期大学	1	1	江口真理		
青森大学	2	1	佐藤豊		
秋田県立大学	1	1	<u>松村聡子</u>		
秋田工業高等専門学校	1	1	<u>古川美喜子</u>		
秋田大学	3	1	*	(大西先生と村上先生 がだぶっておられます)	
石巻専修大学	2	1	根本泉		
岩手医科大学	3	1	中野好		
岩手県立大学	5	1	板垣完一		
岩手大学	6	2	斎藤博次	境野直樹	
奥羽大学	1	1	<u>伊藤頼位</u>		
北里大学	1	1	丸谷晴康		
尚綱学院大学	2	1	松田憲次郎		
仙台白百合女子大学	5	1	芳野総子		
仙台大学	1	1	鎌田幸雄		
鶴岡工業高等専門学校	2	1	田辺英一郎		
東北工業大学	4	1	高橋克明		
東北学院大学	14	3	柴田良孝	箭川修	*
東北生活文化大学	1	1	佐藤恵		
東北文化学園大学	1	1	<u>大野朝子</u>		
東北大学	19	3	福地肇	山田誠	*
東北薬科大学	1	1	<u>小島良一</u>		
ノースアジア大学	1	1	福山裕		
八戸工業高等専門学校	1	1	菊池秋夫		
八戸工業大学	4	1	高橋史朗		
東日本国際大学	1	1	<u>安藤勝夫</u>		
弘前学院大学	1	1	渡辺教一		
弘前大学	6	2	奥野浩子	田中一隆	
福島学院大学	1	1	<u>渡辺真由美</u>		
福島工業高等専門学校	3	1	西山公紀		
福島大学	7	2	後藤史子	*	
富士大学	2	1	斎藤義徳		
宮城学院女子大学	2	1	*		
宮城教育大学	1	1	藤田博		
宮城工業高等専門学校	1	1	飯田清志		
宮城大学	1	1	佐藤義明		
盛岡大学	5	1	高橋幸雄		
山形県立保健医療大学	1	1	梶理和子		
山形県立米沢女子短期大学	2	1	横山利夫		
山形大学	6	2	鈴木亨	小田友弥	
山形短期大学	2	1	今井裕美		
合計	124	48			

*基本的に東北6県の大学・短大・高専に限って選出する形で運用しています。もしここにはない研究機関等にご所属の方、間違い・変更・未修正などにお気づきの方がおられましたら事務局までご連絡ください。